

様式第4号(第10条関係)

宜野湾ベイサイド情報センター入居に係る  
施設使用契約書  
【定期建物賃貸借契約書】

使用企業名			
使用施設名	宜野湾ベイサイド情報センターITオフィス施設		
区分	ITオフィス	使用目的(業種)	
契約期間	令和 年 月 日より、令和 年 月 日までの5年間とする。		
施設使用料	月額使用料	円	
支払期間・方法等	上記の使用料等は、毎月末までに翌月分を下記金融機関へ納付するものとする。		
使用料の納付場所	沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行の各本・支店 沖縄県農業協同組合の本・支店 沖縄県労働金庫の本・支店 コザ信用金庫の本・支店		

(契約の締結)

第1条 宜野湾市(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、標記に記載する施設使用について、以下の条項により施設使用契約(以下「本契約」という)を締結する。また、甲はあらかじめ乙に対し、本契約は更新がなく、期間の満了により賃貸借が終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(契約期間)

第2条 契約期間は標記に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項の契約期間の満了により終了し、更新がないものとする。

3 甲は、契約期間満了の1年前から6カ月前までの間に、乙に対し、契約期間の満了により本契約が終了する旨を書面により通知する。

(使用目的)

第3条 乙は、使用施設を標記の使用目的(業種)のみに使用する。

(使用料)

第4条 乙は標記の記載に従い、使用料を指定管理者に支払うものとする。

2 1ヶ月に満たない期間の使用料については、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理

に関する条例別表に規定する使用料を30で除し、その額に使用日数を乗じて得た額とする。その場合において、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(駐車場)

第5条 宜野湾ベイサイド情報センター(以下「本物件」という。)内の駐車場については一般利用者専用とし、乙の使用については人の乗降、物品の搬出入のみとする。

2 本物件内にある駐車場使用における事故又は盗難等について甲及び指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

(諸費用の負担)

第6条 電気料、電話通信料、その他本物件を使用する際に生じる実費経費は乙の負担とする。

(法人登記)

第7条 本物件の住所にて法人登記を行う場合、乙は速やかに甲及び指定管理者に報告するものとする。

(経営状況の報告)

第8条 乙は毎年度決算終了後、決算状況及び雇用者数について甲に速やかに報告しなければならない。

(使用料等の滞納)

第9条 指定管理者は、乙が指定された納付期限までに使用料及び電気料等経費を支払わない場合は、宜野湾市の督促手数料及び延滞金徴収条例の規定に準じ、延滞金等を請求するものとする。

2 督促にも関わらず3ヶ月以上滞納した場合、甲は乙の入居許可を取消し、乙は取消通知を受け取った日から起算して2ヶ月以内に退去しなければならない。

(入居終了及び原状回復)

第10条 乙は本契約期間中又は本契約終了に伴い退去するときは、退去しようとする3ヶ月前迄に退去届を甲に提出し、指定管理者による使用施設内の点検を受けるものとする。

2 退去に際して乙は、使用施設内に搬入した物品を撤去し、使用施設内を原状に復さなければならない。この場合、撤去及び原状回復に要する費用は乙の負担とする。

3 乙は退去時にカーペット及び壁面を洗浄するものとし、費用は乙の負担とする。

(破損等の取り扱い)

第11条 乙又は乙の関係者等が当該施設、設備等を破損又は滅失したときは、乙は直ちにその旨を甲に届けなければならない。

2 前項の破損又は滅失が故意又は過失によるものであるときは、乙はこれを原状に回復させ、又は修理もしくは補完に要する費用を負担しなければならない。

(使用料・経費等の支払方法)

第12条 使用料・経費は月単位で計算し、乙は使用料については翌月分を当月末までに、経費については指定管理者の計算に従い前月締分を当月末日までに、標記に記載する納付場所に納付するものとする。

(警備に係る事項)

第13条 乙は本物件の警備体制を遵守するものとする。

2 鍵の作成、紛失については甲及び指定管理者に遺漏なく報告するものとし、作成に係る経費は乙が負担するものとする。

3 本物件における事故又は盗難等について、甲及び指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、宜野湾ベイサイド情報センターITオフィス施設入居企業選定要綱、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

この契約書の締結を証するため本契約書を2通作成し、甲、乙が記名押印し、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号  
氏 名 宜野湾市長 松川 正則

乙 住 所  
氏 名